

別準備金ノ金額ニ達セザルトキハ其ノ差額ニ相当スル金額ニ付亦前項ニ同ジ

前二項ノ規定ニ依ル特別準備金（以下特別準備金ト称ス）ハ損失填補又ハ大蔵大臣ノ定ムル其ノ他ノ目的ノ外之ヲ使用セザルモノトス

第五十条 当銀行ハ剩余金中ヨリ第四十九条第一項及第二項ノ規定ニ依ル準備金並ニ同条第三項ノ規定ニ依ル配当金ヲ控除シタル残額ヲ事業年度経過後二月以内ニ政府ニ納付スルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ特別準備金ハ之ヲ配当金ト看做ス

第五十一条 当銀行ハ毎事業年度ニ於テ損失ヲ生ジタルトキハ第四十九条第一項及第二項ノ準備金ヲ使用シテ之ヲ填補シ猶不足スルトキハ特別準備金ヲ使用シテ之ヲ填補スルモノトス但シ第四十九条第二項ノ準備金及特別準備金ニ付テハ損失填補又ハ配当ニ充ツルコトヲ得ルモノニ限り之ヲ使用スルモノトス
当銀行ハ前項ノ規定ニ依リ準備金及特別準備金ヲ使用スルモ猶毎事業年度ニ生ジタル損失ヲ填補スルニ不足スルトキハ政府ヨリ其ノ不足額ニ相当スル金額ノ補給ヲ受クルモノトス

第五十二条 当銀行ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ事業ノ概況ヲ公告スルモノトス

第五十三条 当銀行ノ資産ノ管理及処分ニ関シ必要ナル事項ハ總裁之ヲ定ム

附 則

第五十四条 当銀行ノ出資ニ付日本銀行条例ニ依ル日本銀行（以下旧日本銀行ト称ス）ノ株式ニ引当ツベキ出資ノ口数ハ四十五万口、其ノ払込金額ハ四千五百万円トス

第五十五条 第十一条ノ規定ニ拘ラズ旧日本銀行ノ全額払込済株券ハ第五十六条ノ規定ニ依リ新出資証券ト引換フル迄一株ニ付二口ノ割合ヲ以テ計算シタル

口数ノ当銀行ノ全額払込済出資証券ト看做シ又同未払込株券ハ同ジク一株ニ付一口ノ割合ヲ以テ計算シタル口数ノ当銀行ノ全額払込済出資証券ト看做ス

第五十六条 当銀行ハ新ニ出資証券ヲ作成シ前条ノ規定ニ依リ出資証券ト看做サレタル旧日本銀行ノ株券ト無手数料ニテ引換フルモノトス

前項ノ引換ヲ為サントスルトキハ予メ時期及手続ヲ定メ出資者ニ其ノ旨ヲ通知ス

第五十七条 第四十九条第三項ノ改正規定並ニ第四十九条ノ二第一項及第二項ノ規定ハ昭和二十年四月一日ヲ含ム事業年度以後ノ事業年度ニ付之ヲ適用ス

6. 臨時金利調整法およびその変遷

(1) 臨時金利調整法

（昭和22年12月13日公布法律第181号）

改正	昭和24年5月31日公布法律第145号
同	24年6月1日公布同 第182号
同	24年6月3日公布同 第191号
同	26年6月15日公布同 第239号
同	27年7月31日公布同 第284号
同	28年8月17日公布同 第227号
同	30年8月2日公布同 第121号
同	32年11月25日公布同 第186号
同	33年5月1日公布同 第112号
同	58年12月2日公布同 第78号

第一条 この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会その他貯金の受入又は資金の融通を業とするものをいう。

② この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利廻、無尽掛金の利廻、指定金銭信託の予定配当率、貸付の利率、手形の割引率、当座貸越の利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有価証券の引受け料、戻料その他これらに準ずるものをいう。

第二条 大蔵大臣は、当分の間、経済一般的な状況に照し必要があると認めるときは、日本銀行政策委員会をして、金融機関の金利の最高限度を定めさせることができる。但し、金融機関の金利の最高限度が、他の法律に基き定められ得る場合は、この限りでない。

② 大蔵大臣は、経済一般的な状況に照し必要があると認めるときは、日本銀行政策委員会をして、前項の規定により日本銀行政策委員会が決定した金利の最高限度を変更又は廃止させることができる。変更させたものについても、また、同様とする。

③ 前二項の規定により、日本銀行政策委員会が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整審議会（以下審議会という。）に諮問しなければならない。

④ 大蔵大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行政策委員会をして金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止させたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第三条 日本銀行政策委員会は、前条第一項又は第二項の規定により金融機関の金利の最高限度を定める場合においては、金融機関別に、又、地域別に、こ

れを定めることができる。

第四条 この法律により定められる金融機関の金利の最高限度は、常に、一般金融市場の情況に相応するようなものでなければならない。

第五条 この法律により金融機関の金利の最高限度が定められたときは、当該金融機関は、当該金利については、その最高限度を超えて、これを契約し、支払い、又は受領してはならない。その最高限度以下で第三者との間において、これを契約し、支払い、又は受領することは、全く自由である。

第六条 審議会は、大蔵大臣の所轄に属し、日本銀行政策委員会の諮詢に応じ、諮詢された事項につき、調査審議し、その結果を日本銀行政策委員会に答申する。

② 審議会は、金融機関の金利に関し、大蔵大臣又は日本银行政策委員会に、隨時意見を具申することができる。

第七条 審議会は、委員十五人を以て、これを組織する。

② 委員のうちの一人を会長とする。会長は、委員の互選により、これを定める。

第八条 委員は、次に掲げる者をもつて、これに充てる。

- 一 大蔵省の内部部局として置かれる局で金融機関の金利の調整に関する事務を所掌するものの局長
- 二 経済企画庁の内部部局として置かれる局で金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事務を所掌するものの局長

三 日本銀行副総裁

四 金融界を代表する者七人

五 産業界を代表する者三人

六 学識経験のある者二人

② 前項第四号乃至第六号に掲げる委員は、大蔵大臣がこれを命ずる。この場合において、委員の選定に当つては、特定の地域に於ける利益の代表に偏しないように、又労働、農業その他産業の各界の利益が適当に代表されるように相当の考慮を払わなければならない。

③ 第一項第四号乃至第六号に掲げる委員の任期は、一年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行ふに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

④ 委員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠委員を命じなければならない。補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

第九条 会長は、会務を總理する。

② 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第十条 審議会の議事は、すべて秘密とする。

第十一条 審議会に書記若干人を置く。

② 書記は、日本銀行職員の中から、大蔵大臣がこれを命ずる。

③ 書記は、庶務に従事する。

第十二条 委員若しくは書記又は委員若しくは書記で在つた者が、審議会の議事に關して知得した秘密を他に洩し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に處する。

附 則

この法律は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。

附 則（昭和24年5月31日法律第145号）抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和24年6月1日法律第182号）抄

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。

附 則（昭和24年6月3日法律第191号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和26年6月15日法律第239号）

この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

附 則（昭和27年7月31日法律第284号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和28年8月17日法律第227号）抄

（施行期日）

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和30年8月2日法律第121号）抄

（施行の期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和32年11月25日法律第186号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和33年5月1日法律第112号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

(2) 臨時金利調整法の変遷

イ. 臨時金利調整法

(昭和22年12月13日公布法律第181号)
(昭和22年12月15日施行)

第一条 この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、市街地信用組合その他貯金の受入又は資金の融通を業とするものをいう。

この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利廻、無尽掛金の利廻、指定金銭信託の予定配当率、貸付の利率、手形の割引率、当座貸越の利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有価証券の引受料、戻料その他これらに準ずるものとす。

第二条 大蔵大臣は、当分の間、経済一般の状況に照し必要があると認めるときは、日本銀行総裁をして、金融機関の金利の最高限度を定めさせることができる。但し、金融機関の金利の最高限度が、他の法律に基き定められ得る場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、経済一般の情況に照し必要があると認めるときは、日本銀行総裁をして、前項の規定により日本銀行総裁が決定した金利の最高限度を変更又は廃止させることができる。変更させたものについても、また、同様とする。

前二項の規定により、日本銀行総裁が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整委員会（以下委員会といふ。）に諮詢しなければならない。

大蔵大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行総裁をして金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止させたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第三条 日本銀行総裁は、前条第一項又は第二項の規定により金融機関の金利の最高限度を定める場合においては、金融機関別に、又、地域別に、これを定めることができる。

第四条 この法律により定められる金融機関の金利の最高限度は、常に、一般金融市場の情況に相応するようなものでなければならない。

第五条 この法律により金融機関の金利の最高限度が定められたときは、当該金融機関は、当該金利については、その最高限度を超えて、これを契約し、支払い、又は受領してはならない。その最高

限度以下で第三者との間において、これを契約し、支払い、又は受領することは、全く自由である。

第六条 委員会は、大蔵大臣の所轄に属し、日本銀行総裁の諮詢に応じ、諮詢された事項につき、調査審議し、その結果を日本銀行総裁に答申する。

委員会は、金融機関の金利に関し、大蔵大臣又は日本銀行総裁に、隨時意見を具申することができる。

第七条 委員会は、委員十五人を以て、これを組織する。

委員のうちの一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により、これを定める。

第八条 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

- 一 大蔵省銀行局長
- 二 経済安定本部財政金融局長
- 三 日本銀行副総裁
- 四 金融界を代表する者七人
- 五 産業界を代表する者三人
- 六 学識経験のある者二人

前項第四号乃至第六号に掲げる委員は、大蔵大臣がこれを命ずる。この場合において、委員の選定に當つては、特定の地域に於ける利益の代表に偏しないように、又労働、農業その他産業の各界の利益が適当に代表されるように相当の考慮を払わなければならない。

第一項第四号乃至第六号に掲げる委員の任期は、一年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

委員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠委員を命じなければならない。補欠委員は、前任者の残任期間を在する。

第九条 委員長は、会務を總理する。

委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第十条 委員会の議事は、すべて秘密とする。

第十二条 委員会に書記若干人を置く。

書記は、日本銀行職員の中から、大蔵大臣がこれを命ずる。

書記は、庶務に從事する。

第十二条 委員若しくは書記又は委員若しくは書記で在つた者が、委員会の議事に関して知得した秘密を他に洩し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。

口. 大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律（昭和24年5月31日公布法律第145号、昭和24年6月1日施行）による臨時金利調整法の一部改正

（大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律のうち第24条）

第二十四条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「金利調整委員会（以下委員会といふ。）」を「金利調整審議会（以下審議会といふ。）」に改める。

第六条、第七条第一項、第十条、第十一条第一項及び第十二条中「委員会」を「審議会」に改める。

第七条第二項及び第九条中「委員長」を「会長」に改める。

ハ. 中小企業等協同組合法施行法（昭和24年

6月1日公布法律第182号、昭和24年7月1日施行

＜注＞による臨時金利調整法の一部改正

正

（中小企業等協同組合法施行法のうち第29条）

第二十九条 左に掲げる規定中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十七条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

金融機関経理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）第二十七条第一項第一号

臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項

（注）本法は、中小企業等協同組合法施行の日から施行されたが、「但し、第一条中市街地信用組合法の廃止に関する部分は、この法律の日から起算して六箇月を経過した日から施行する」とされ、昭和25年1月1日施行された。

ニ. 日本銀行法の一部を改正する法律（昭和24年6月3日公布施行法律第191号）による臨時金利調整法の一部改正

（日本銀行法の一部を改正する法律のうち附則第7項）

7 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条、第三条及び第六条中「日本銀行総裁」を「日本銀行政策委員会」に改める。

ホ. 信用金庫法施行法（昭和26年6月15日公布施行法律第239号）による臨時金利調整法の一部改正

（信用金庫法施行法のうち第16条）

第十六条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「漁業会、」の下に「信用金庫、信用金庫連合会、」を加える。

ヘ. 経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

（昭和27年7月31日公布法律第284号、昭和27年8月1日施行）による臨時金利調整法の一部改正

（経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律のうち第10条）

第十条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を次のように改める。

二 経済審議庁調整部長

ト. 労働金庫法（昭和28年8月17日公布法律第227号、昭和28年10月1日施行）による臨時金利調整法の一部改正

（労働金庫法のうち附則第22項）

22 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を加える。

チ. 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和30年8月2日公布法律第121号、昭和30年9月1日施行）による臨時金利調整法の一部改正

（中小企業等協同組合法の一部を改正する法律のうち附則第23条）

第二十三条 次に掲げる規定中「第七十七条第一項第一号」を「第九条の九第一項第一号」に改める。
〔中略〕

臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項

リ. 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和32年11月25日公布法律第186号、昭和33年4月1日施行）による臨時金利調整法の一部改正

（中小企業等協同組合法の一部を改正する法律のうち附則第7条）

第七条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改める。

第一条第一項中「中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

ヌ. 経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭和33年5月1日公布法律第112号、昭和33年7月1日施行<注>）による臨時金利調整法の一部改正

（経済企画庁設置法の一部を改正する法律のうち附則第2項）

2 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改める。

第八条第一項第二号中「経済審議庁調整部長」を「経済企画庁調整局長」に改める。

（注）ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

ル. 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年12月2日公布法律第78号、昭和59年7月1日施行）による臨時金利調整法の一部改正

（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係法律の整理等に関する法律のうち第49条）

第四十九条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「左に」を「次に」に、「以て」を「もつて」に、「大蔵省銀行局長」を「大蔵省の内部部局として置かれる局で金融機関の金利の調整に関する事務を所掌するものの局長」に、「経済企画庁調整局長」を「経済企画庁の内部部局として置かれる局で金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事務を所掌するものの局長」に改める。

7. 準備預金制度に関する法律およびその変遷

(1) 準備預金制度に関する法律

（昭和32年5月27日公布法律第135号）

改正	昭和40年3月31日公布法律第36号
同	45年4月1日公布同 第13号
同	47年5月1日公布同 第23号
同	56年6月1日公布同 第61号

（目的）

第一条 この法律は、通貨調節手段としての準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第四号から第九号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用金庫連合会

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項の免許を受けた生命保険会社

2 この法律において「法定準備預金額」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならない日本銀行に対する預け金の最低額をいう。

3 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。

- 一 預金（第四号に該当する預金その他政令で定める預金を除くものとし、定期積金を含むものとする。）
 - 二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの
 - 三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するもののうち政令で定めるものに係る信託契約により受け入れた金銭
 - 四 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者に係る外貨預金、同項第六号に規定する非居住者に係る預金その他の指定金融機関の債務で政令で定めるもの
 - 五 前各号に掲げる債務に準ずるものとして政令で定めるもの
 - 4 この法律において「指定勘定増加額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。
 - 一 日本銀行が第四条の規定により基準日を定めた場合 その日の終業時における当該指定勘定の残高
 - 二 日本銀行が第四条の規定により基準期間を定めた場合 その期間中の毎日（当日が休日であるときは、その前日。第七条において同じ。）の終業時における当該指定勘定の残高の合計額をその期間の日数で除して得た金額
 - 5 この法律において「準備率」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高又は指定勘定増加額に対する当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る法定準備預金額の比率をいう。
- （日本銀行預け金の保有義務）
- 第三条** 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第七条第一項又は第二項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。
- （準備率等の設定、変更又は廃止）
- 第四条** 日本銀行は、通貨の調節を図るため必要があると認める場合には、準備率又は基準日等（指定勘定増加額に係る基準日又は基準期間をいう。以下同じ。）を設定し、変更し、又は廃止することができる。
- 2 前項の準備率は、百分の二十（第二条第三項第四号に該当する指定勘定に係る準備率については、百分の百）をこえることができない。
- 3 日本銀行は、第一項の規定により準備率又は基準日等を設定し、変更し、又は廃止しようとするとき

は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 第五条** 日本銀行は、前条の規定により準備率又は基準日等を設定し、変更し、又は廃止する場合には、政令で定める指定勘定又は指定金融機関の別に設定し、変更し、又は廃止することができる。
- （公告）

- 第六条** 第四条の規定による準備率又は基準日等の設定、変更又は廃止は、日本銀行の公告によつて行う。
（法定準備預金額等の計算方法）

- 第七条** 指定金融機関の法定準備預金額は、当該指定金融機関のその月中の毎日の終業時における各指定勘定の残高又は指定勘定増加額にそれぞれその日における当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに当該準備率が定められていない日があるときは、その日についてでは、当該準備率を零として計算するものとする。
- 2 前項の場合において、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定増加額に係る準備率とがともに定められているときは、当該指定金融機関の法定準備預金額の計算上、当該指定勘定の残高に係る準備率を乗すべき金額は、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定の残高のうち指定勘定増加額を除いた金額とする。
- 3 指定金融機関の第三条に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預り金（政令で定めるものを除く。）の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

（預け金の額が不足する場合の措置）

- 第八条** 前条第三項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第一項又は第二項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に応じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に年三・七五パーセントを加えた歩合により計算した金額を、政令で定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。
- 2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。
- 3 第一項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の

規定による各事業年度の所得の金額の計算上、それ
ぞれ益金の額又は損金の額に算入しない。

(報告書の提出)

第九条 指定金融機関は、政令で定めるところによ
り、その指定勘定又は日本銀行に対する預け金の状
況に関する報告書を日本銀行に提出しなければなら
ない。

(政令への委任)

第十条 この法律に定めるものほか、この法律を実
施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年3月31日法律第36号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。

(他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則)

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、
別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の
所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施
行日以後に終了する事業年度分の法人税について適
用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の
同日前に終了した事業年度分の法人税については、
なお従前の例による。

附 則 (昭和45年4月1日法律第13号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(準備預金制度に関する法律の一部改正に伴う経過
措置)

第六条 準備預金制度に関する法律第八条第一項の規
定により納付すべき金額でその計算の基礎となる月
の末日が施行日前に到来したものの計算については、
なお従前の例による。

附 則 (昭和47年5月1日法律第23号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年6月1日法律第61号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律第五
十九号)の施行の日から施行する。

(2) 準備預金制度に関する法律の変遷

イ. 準備預金制度に関する法律

(昭和32年5月27日公布施行法律第135号)

(目的)

第一条 この法律は、通貨調節手段としての準備預
金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図る
とともに、国民経済の健全な発展に資することを

目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定金融機関」とは、
銀行(銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条
の規定による免許を受けた銀行をいう。)並びに長期
信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律
第百八十七号)に規定する長期信用銀行をいう。)、
外国為替銀行(外国為替銀行法(昭和二十九年法律
第六十七号)に規定する外国為替銀行をいう。)、
相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央
金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるも
のをいう。

2 この法律において「法定準備預金額」とは、指
定金融機関がこの法律の規定により保有しなけれ
ばならない日本銀行に対する預け金の最低額をい
う。

3 この法律において「準備率」とは、指定金融機
関の預金(外貨預金その他の政令で定める預金を
除き、貯金及び定期積金を含む。以下同じ。)の額
に対する当該指定金融機関の法定準備預金額の比
率をいう。

4 この法律において「定期性預金」とは、払戻に
ついて期限の定がある預金で政令で定めるもの及
び定期積金をいう。

(日本銀行預け金の保有義務)

第三条 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定に
より準備率を定めた場合には、第七条第一項に規定
する方法で計算した法定準備預金額以上の金額
を、日本銀行に対する預け金として保有しなけれ
ばならない。

(準備率の設定、変更又は廃止)

第四条 日本銀行は、通貨の調節を図るため必要が
あると認める場合には、準備率を設定し、変更し、
又は廃止することができる。

2 前項の準備率は、百分の十をこえることができ
ない。

3 日本銀行は、第一項の規定により準備率を設定
し、変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵
大臣の認可を受けなければならない。

第五条 日本銀行は、前条の規定により準備率を設
定し、変更し、又は廃止する場合には、定期性預
金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金
融機関別に設定し、変更し、又は廃止する能够
である。

(公告)

第六条 第四条の規定による準備率の設定、変更又
は廃止は、日本銀行の公告によつて行う。

(法定準備預金額等の計算方法)

第七条 指定金融機関の法定準備預金額は、当該指

定金融機関のその月中の毎日（当日が休日のときは前日。以下次項において同じ。）の終業時の預金の残高にそれぞれその日における準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに準備率が定められていない日があるときは、その日については、準備率を零として計算するものとする。

- 2 指定金融機関の第三条に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預り金（政令で定めるものを除く。）の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

（預け金の額が不足する場合の措置）

- 第八条** 前条第二項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第一項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に応じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に日歩一錢を加えた歩合により計算した金額を、政令で定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。

- 2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

- 3 第一項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、それぞれ益金又は損金に算入しない。

（報告書の提出）

- 第九条** 指定金融機関は、政令で定めるところにより、その預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を日本銀行に提出しなければならない。

（政令への委任）

- 第十条** この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第十三条ノ三第六号を次のように改める。
六 準備預金制度に関する法律第四条ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止
- 3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五十八号を第五十九号とし、第三十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 準備預金制度の運用を監督すること。

第十二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本銀行の行う準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

第十五条第二項中「第五十三号及び第五十四号」を「第五十四号及び第五十五号」に改める。

第十六条第二項中「第五十五号から第五十七号」を「第五十六号から第五十八号」に改める。

第二十九条中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

口. 所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和40年3月31日公布法律第36号、昭和40年4月1日施行）による準備預金制度に関する法律の一部改正

（所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律のうち第52条）

第五十二条 準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、それぞれ益金又は損金」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による各事業年度の所得の金額の計算上、それぞれ益金の額又は損金の額」に改める。

ハ. 利率等の表示の年利建て移行に関する法律（昭和45年4月1日公布施行法律第13号）による準備預金制度に関する法律の一部改正

（利率等の表示の年利建て移行に関する法律のうち第13条）

第十三条 準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「日歩一錢」を「年三・七五パーセント」に改める。

二、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律（昭和47年5月1日公布法律第23号）

準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第四号から第九号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。

一 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の免許を受けた銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用金庫連合会

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項の免許を受けた生命保険会社

第二条第四項を削り、同条第三項中「預金（外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期積金を含む。以下同じ。）の額に対する当該指定金融機関の」を「各指定勘定の残高又は指定勘定増加額に対する当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。

一 預金（第四号に該当する預金その他政令で定める預金を除くものとし、貯金及び定期積金を含むものとする。）

二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するもののうち政令で定めるものに係る信託契約により受け入れた金銭

四 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者に係る外貨預金、同項第六号に規定する非居住者に係る預金その他の指定金融機関の債務で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる債務に準ずるものとして政令で定めるもの

4 この法律において「指定勘定増加額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

一 日本銀行が第四条の規定により基準日を定めた場合 その日の終業時における当該指定勘定の残高

二 日本銀行が第四条の規定により基準期間を定めた場合 その期間中の毎日（当日が休日であるときは、その前日。第七条において同じ。）の終業時における当該指定勘定の残高の合計額をその期間の日数で除して得た金額

第三条中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四条の前の見出し中「準備率」を「準備率等」に改め、同条第一項中「準備率」の下に「又は基準日等（指定勘定増加額に係る基準日又は基準期間をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「百分の十」を「百分の二十（第二条第三項第四号に該当する指定勘定に係る準備率については、百分の百）」に改め、同条第三項中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第五条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加え、「定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別」を「政令で定める指定勘定又は指定金融機関の別」に改める。

第六条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第七条第一項中「（当日が休日のときは前日。以下次項において同じ。）」を削り、「終業時の預金の残高」を「終業時における各指定勘定の残高又は指定勘定増加額」に改め、「その日における」の下に「当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」を加え、同項後段中「準備率」を「当該準備率」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 前項の場合において、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定増加額に係る準備率とがともに定められているときは、当該指定金融機関の法定準備預金額の計算上、当該指定勘定の残高に係る準備率を乗すべき金額は、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定の残高のうち指定勘定増加額を除いた金額とする。

第八条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九条中「預金」を「指定勘定」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第十三条ノ三第六号中「準備率」の下に「又ハ基準日等」を加える。
- 3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第十一号中「準備率」の下に「又ハ基準日等」を加える。

木、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和56年6月1日公布法律第61号、昭和57年4月1日施行）による準備預金制度に関する法律の一部改正

（銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のうち第15条）

第十五条 準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の免許を受けた銀行」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行」に改め、同条第三項第一号中「貯金及び」を削る。

8. 準備預金制度に関する法律施行令およびその変遷

(1) 準備預金制度に関する法律施行令

	(昭和32年6月6日公布政令第185号)		
改正	昭和32年7月10日	公布政令第190号	
	同 34年9月7日	公布同 第288号	
	同 36年9月29日	公布同 第319号	
	同 38年3月19日	公布同 第47号	
	同 44年9月13日	公布同 第243号	
	同 47年5月1日	公布同 第121号	
	同 48年1月12日	公布同 第1号	
	同 50年11月10日	公布同 第318号	
	同 52年9月24日	公布同 第279号	
	同 54年3月30日	公布同 第53号	
	同 55年2月28日	公布同 第12号	
	同 55年10月11日	公布同 第260号	
	同 58年5月26日	公布同 第112号	
	同 60年2月13日	公布同 第14号	

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項、第三項及び第四項、第七条第二項、第八条第一項及び第二項並びに第九条の規定に基き、この政令を制定する。

（指定金融機関）

第一条 準備預金制度に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める金融機関

は、次に掲げる金融機関とする。

一 相互銀行で直前の営業年度（直前の営業年度経過後二月以内においては、前前営業年度）の末日（当日が休日であるときは、その前日。以下この条及び第四条において同じ。）の終業時における預金（法第二条第三項第一号に掲げる預金をいう。以下この条及び第四条において同じ。）の残高が千二百億円を超えるもの

二 信用金庫で直前の事業年度（直前の事業年度経過後二月以内においては、前前事業年度）の末日の終業時における預金の残高が千二百億円を超えるもの

三 農林中央金庫

2 次の各号の一に該当する相互銀行又は信用金庫について、当該各号に掲げる日を含む営業年度（信用金庫にあつては、事業年度。以下この項並びに第四条第一項第三号及び第二項において同じ。）の同日以後の期間及び当該営業年度経過後二月の期間内は、当該各号に掲げる日（当日が休日であるときは、その翌日）を前項第一号又は第二号に規定する末日とみなして、これらの規定を適用する。

一 新たに業務を開始した相互銀行又は信用金庫
その業務を開始した日

二 合併後存続する相互銀行又は信用金庫 当該合併の日

三 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第二項に規定する転換（第四条第二項において「転換」という。）により相互銀行又は信用金庫になつたもの 当該転換の日

（指定勘定）

第二条 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一項第二号、第三号又は第七号に掲げる金融機関が長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第九条の二又は農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十七条第一項の規定により発行する債券のうち、本邦通貨で表示されるものとする。

2 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関（同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）とする。

3 法第二条第三項第四号に規定する政令で定める債務は、次に掲げる債務とする。

一 外貨預金その他の外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十一条に規定する外国為替公認銀行（次号において「外国

「為替公認銀行」という。)の債務で、外国通貨で表示されるもののうち大蔵大臣の指定するもの(次条第三号及び第七条において「外貨預金等」という。)

二 非居住者の本邦にある外国為替公認銀行に対する本邦通貨をもつて表示される勘定に係る預金その他の債務(次条第三号において「非居住者円勘定に係る債務」という。)
(指定勘定の區別)

第三条 法第五条の指定勘定の区別は、次に定めるところによる。

- 一 法第二条第三項第一号に掲げる預金、同項第二号に掲げる債券、同項第三号に掲げる金銭及び同項第四号に掲げる債務の別
- 二 法第二条第三項第一号に掲げる預金にあつては、定期性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、その払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して一月を経過した日以後に到来するもの(譲渡禁止の特約のないものを除く。)及び定期積金をいう。次号において同じ。)、譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。次号において同じ。)及びその他の預金の別
- 三 法第二条第三項第四号に掲げる債務にあつては、外貨預金等及び非居住者円勘定に係る債務の別(外貨預金等にあつては、大蔵大臣の指定する債務の別とし、非居住者円勘定に係る債務にあつては、定期性預金、譲渡性預金及びその他の預金並びに預金以外の債務の別とする。)
(指定金融機関の区別)

第四条 法第五条の指定金融機関の区別は、次に定めるところによる。

- 一 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる銀行、長期信用銀行及び外国為替銀行(以下「銀行等」という。)と相互銀行及び信用金庫(以下「相互銀行等」という。)と農林中央金庫の別
- 二 銀行等にあつては、法定準備預金額(法第二条第二項に規定する法定準備預金額をいう。以下同じ。)の計算の基礎となる月の前前月前に終わる最近の営業年度の末日の終業時における預金の残高が、それぞれ、三兆三千億円を超えるもの、一兆円を超える三兆三千億円以下のもの及び一兆円以下のものの別
- 三 相互銀行等にあつては、法定準備預金額の計算の基礎となる月の前前月前に終わる最近の営業年度の末日の終業時における預金の残高が、それぞれ、一兆円を超えるもの、千六百億円を超える一兆円以下のもの及び千六百億円以下のものの別
- 2 次の各号の一に該当する銀行等又は相互銀行等に

については、法定準備預金額の計算の基礎となる月が当該各号に掲げる日を含む営業年度の同日以後の期間内の各月又は当該営業年度経過後二月以内の各月のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日(当日が休日であるときは、その翌日)を前項第二号又は第三号に規定する末日とみなして、これらの規定を適用する。

- 一 新たに業務を開始した銀行等又は相互銀行等
その業務を開始した日
- 二 合併後存続する銀行等又は相互銀行等 当該合併の日
- 三 転換により銀行等又は相互銀行等になつたもの
当該転換の日
(日本銀行預け金の額の計算の起算日)

第五条 法第七条第三項に規定する政令で定める日は、その月の十六日とする。
(日本銀行預け金の額の計算上除外する預り金)

第六条 法第七条第三項に規定する政令で定める日本銀行の預り金は、指定金融機関に係る日本銀行の預り金で内国為替取引に係る貸借の決済を行なうためのものとする。

(外貨預金等に係る預け金の保有等)

第七条 外貨預金等を有する指定金融機関は、当該外貨預金等につき日本銀行に対する預け金を保有すべきこととなる場合には、日本銀行の指示に従い、本邦通貨又は当該外貨預金等を表示する外国通貨により、当該預け金を保有しなければならない。

2 前項の場合において、日本銀行が同項に規定する指定金融機関に対し本邦通貨により同項の預け金を保有すべき旨を指示したときは、当該指定金融機関の法第七条第一項又は第二項に規定する毎日の終業時における指定勘定の残高又は指定勘定増加額のうち外貨預金等に係るものについては、これらの額をそれぞれその日における外国為替及び外貨貿易管理法第七条第一項の基準外国為替相場又は同条第二項の裁定外国為替相場(これらの相場により難い特別の事情がある場合には、日本銀行が定める相場)により本邦通貨表示の金額に換算して計算するものとする。

(預け金の額が不足する場合の納付金の手続)

第八条 指定金融機関は、法第八条第一項の規定により日本銀行に納付すべき金額があるときは、これを当該金額に係る法定準備預金額の計算の基礎となつた月の翌翌月十五日までに納付しなければならない。

2 日本銀行は、法第八条第二項の規定により政府に納付すべき金額を毎月取りまとめて、大蔵省令で定めるところにより、翌月十五日までに納付しなければならない。

(端数計算)

- 第九条 指定金融機関の法第七条第一項又は第二項に規定する毎日の終業時における指定勘定の残高又は指定勘定増加額は、法第五条の規定により指定勘定別に準備率が定められたときはその指定勘定別に、百万円未満の端数を切り捨てて計算するものとする。**
- 2 法第七条の規定により法定準備預金額若しくは日本銀行に対する預け金の額を計算する場合又は法第八条第一項の規定により日本銀行に納付すべき金額を計算する場合において、これらの金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 日本銀行が第七条第一項に規定する指定金融機関に対し同項に規定する外国通貨により同項の預け金を保有すべき旨を指示した場合における法定準備預金額の計算上の端数計算その他法第七条及び法第八条の規定の適用に関し必要な細目は、日本銀行が定める。

(報告書の提出)

- 第十条 指定金融機関は、法第四条の規定により準備率が定められた場合には、日本銀行の定めるところにより、毎月分の指定勘定又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を、翌月末日までに日本銀行に提出しなければならない。**
- 2 日本銀行は、前項の定をしたときは、これを公告するとともに大蔵大臣に報告しなければならない。

附 則 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年7月10日政令第190号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和34年9月7日政令第288号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年3月19日政令第47号)

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和44年9月13日政令第243号)

この政令は、昭和四十四年九月十六日から施行する。

附 則 (昭和47年5月1日政令第121号) 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年1月12日政令第1号)

この政令は、昭和四十八年一月十六日から施行する。

附 則 (昭和50年11月10日政令第318号)

この政令は、昭和五十年十一月十六日から施行する。

附 則 (昭和52年9月24日政令第279号)

この政令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和54年3月30日政令第53号)

この政令は、昭和五十四年四月二日から施行する。

附 則 (昭和55年2月28日政令第12号)

この政令は、昭和五十五年三月一日から施行する。

附 則 (昭和55年10月11日政令第260号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、外国為替及び外貨貿易管理法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十五号)の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。**

附 則 (昭和58年5月26日政令第112号)

この政令は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則 (昭和60年2月13日政令第14号)

この政令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

(2) 準備預金制度に関する法律施行令の変遷

イ. 準備預金制度に関する法律施行令

(昭和32年6月6日公布政令第135号)

内閣は、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第百三十五号)第二条第一項、第三項及び第四項、第七条第二項、第八条第一項及び第二項並びに第九条の規定に基き、この政令を制定する。

(指定金融機関)

- 第一条 準備預金制度に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める金融機関は、長期信用銀行及び外国為替銀行とする。**

(指定金融機関の預金から除外する預金)

- 第二条 法第二条第三項に規定する政令で定める預金は、外貨預金とする。**

(定期性預金)

- 第三条 法第二条第四項に規定する政令で定める預金は、払戻について期限の定がある預金でその払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から三月を経過した日以後に到来するものとする。**

(日本銀行預け金の額の計算の起算日)

- 第四条 法第七条第二項に規定する政令で定める日は、その月の十六日とする。**

(日本銀行預け金の額の計算上除外する預り金)

- 第五条 法第七条第二項に規定する政令で定める日本銀行の預り金は、指定金融機関(法第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の内国為替取引に係る貸借の決済を行うための日本銀行の預り金とする。**

(預け金の額が不足する場合の納付金の手続)

- 第六条 指定金融機関は、法第八条第一項の規定により日本銀行に納付すべき金額があるときは、これを同項に規定する法定準備預金額の計算の基礎となつた月の翌翌月十五日までに納付しなければならない。**

- 2 日本銀行は、法第八条第二項の規定により政府**

に納付すべき金額を毎月取りまとめて、大蔵省令で定めるところにより、翌月十五日までに納付しなければならない。

(報告書の提出)

第七条 指定金融機関は、法第四条の規定により準備率が定められた場合には、日本銀行の定めるところにより、毎月分の預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を、翌月末日までに日本銀行に提出しなければならない。

2 日本銀行は、前項の定をしたときは、これを公告するとともに大蔵大臣に報告しなければならない。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 日本銀行の行う準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

四、準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

（昭和32年7月10日公布政令第190号）

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第三項及び第七条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「外貨預金」を「指定金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の預金で次に掲げるもの」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 外貨預金

二 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十三条第一項の規定により預け入れられた保証金のうち同条第三項の規定による命令に基き日本銀行に預託されたもの

第五条を次のように改める。

（日本銀行預け金の額の計算上除外する預り金）

第五条 法第七条第二項に規定する政令で定める日本銀行の預り金は、指定金融機関に係る日本銀行の預り金で次に掲げるものとする。

一 第二条第二号に掲げる保証金に係る預り金

二 内国為替取引に係る貸借の決済を行うための預り金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

ハ、準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

（昭和34年9月7日公布政令第288号）

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第四項、第五条、第八条第一項及び第十条の規定に基き、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

（端数計算）

第八条 指定金融機関の法第七条第一項に規定する毎日の終業時の預金の残高は、当該指定金融機関の本店及び各支店ごとに、かつ、法第五条の規定により定期性預金及びその他の預金の別に準備率が定められたときはその預金別に、千円未満の端数を切り捨てて計算するものとする。

2 法第七条の規定により法定準備預金額若しくは日本銀行に対する預け金の額を計算する場合又は法第八条第一項の規定により日本銀行に納付すべき金額を計算する場合において、これらの金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第六条第一項中「同項に規定する」を「当該金額に係る」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「日から」の下に「起算して」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（指定金融機関の区別）

第四条 法第五条の指定金融機関の区別は、法定準備預金額（法第二条第二項に規定する法定準備預金額をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる月の前前月前に終る最近の営業年度の末日（当日が休日のときは、その前日とし、法定準備預金額の計算の基礎となる月が当該指定金融機関の新たに業務を開始した日を含む営業年度の各月又は当該営業年度経過後二月以内の各月のいずれかに該当するときは、その業務を開始した日とする。）の終業時における同条第三項に規定する預金の残金が二百億円をこえる指定金融機関とその他の指定金融機関の区別とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

二. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

(昭和36年9月29日公布政令第319号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二百億円をこえる指定金融機関とその他の指定金融機関」を「、それぞれ、千億円をこえる指定金融機関、二百億円をこえ千億円以下の指定金融機関及び二百億円以下の指定金融機関」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

木. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

(昭和38年3月19日公布政令第47号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(指定金融機関)

第一条 準備預金制度に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 長期信用銀行

二 外国為替銀行

三 相互銀行で直前の営業年度（直前の営業年度経過後二月以内においては、前前営業年度）の末日（当日が休日のときは、その前日。以下この条及び第四条において同じ。）の終業時における預金（法第二条第三項に規定する預金をいう。以下この条及び第四条において同じ。）の残高が二百億円をこえるもの

四 信用金庫で直前の事業年度（直前の事業年度経過後二月以内においては、前前事業年度）の末日の終業時における預金の残高が二百億円をこえるもの

2 新たに業務を開始した相互銀行又は信用金庫については、その業務を開始した日を含む営業年度（信用金庫にあつては、事業年度。以下この項並びに第四条第一項第三号及び第二項において同じ。）及び当該営業年度経過後二月の期間内は、そ

の業務を開始した日を前項第三号又は第四号に規定する末日とみなして、これらの規定を適用する。第四条を次のように改める。

(指定金融機関の区別)

第四条 法第五条の指定金融機関の区別は、次に定めるところによる。

一 法第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行及び外国為替銀行（以下「銀行等」という。）と相互銀行及び信用金庫（以下「相互銀行等」という。）の別

二 銀行等にあつては、法定準備預金額（法第二条第二項に規定する法定準備預金額をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる月の前前月前に終わる最近の営業年度の末日の終業時における預金の残高が、それぞれ、千億円をこえるもの、二百億円をこえ千億円以下のもの及び二百億円以下のものの別

三 相互銀行等にあつては、法定準備預金額の計算の基礎となる月の前前月前に終わる最近の営業年度の末日の終業時における預金の残高が、それぞれ、千億円をこえるもの及び千億円以下のものの別

2 新たに業務を開始した銀行等又は相互銀行等がある場合において、法定準備預金額の計算の基礎となる月がその業務を開始した日を含む営業年度の各月又は当該営業年度経過後二月以内の各月のいずれかに該当するときは、その業務を開始した日を前項第二号又は第三号に規定する末日とみなして、これらの規定を適用する。

附 則

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

ヘ. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

(昭和44年9月13日公布政令第243号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

五 農林中央金庫

第四条第一項第一号中「（以下「相互銀行等」という。）の下に「と農林中央金庫」を加える。

附 則

この政令は、昭和四十四年九月十六日から施行する。

ト. 準備預金制度に関する法律施行令の一

部を改正する政令

(昭和47年5月1日公布政令第121号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第二百三十五号）第二条第一項及び第三項第一号から第四号まで、第五条、第七条第三項、第九条並びに第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号及び第二号を削り、同項第三号中「休日の」を「休日である」に、「第二条第三項に規定する」を「第二条第三項第一号に掲げる」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第三号又は第四号」を「前項第一号又は第二号」に改める。

第二条の見出しを「(指定勘定)」に改め、同条中「第二条第三項」の下に「第一号」を加え、「預金で次に掲げるもの」を「預金のうち、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第十三条第一項の規定により預け入れられた保証金で同条第三項の規定による命令に基づき日本銀行に預託されたもの」に改め、各号を削り、同条に次の三項を加える。

2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一項第二号、第三号又は第七号に掲げる金融機関が長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第八条、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第九条の二又は農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十七条第一項の規定により発行する債券のうち、本邦通貨で表示されるものとする。

3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関が信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）とする。

4 法第二条第三項第四号に規定する政令で定める債務は、次に掲げる債務とする。

一 外貨預金その他外国為替及び外貨貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十一条に規定する外国為替公認銀行の債務で、外国通貨で表示されるもののうち大蔵大臣の指定するもの（次条第三号及び第七条において「外貨預金等」という。）

二 非居住者自由円勘定に関する政令（昭和三十五年政令第二百五十七号）第一条に規定する非居住者自由円勘定に係る預金その他の債務（次条第三号において「自由円勘定に係る債務」とい

う。）

第三条を次のように改める。

（指定勘定の区別）

第三条 法第五条の指定勘定の区別は、次に定めるところによる。

一 法第二条第三項第一号に掲げる預金、同項第二号に掲げる債券、同項第三号に掲げる金銭及び同項第四号に掲げる債務の別

二 法第二条第三項第一号に掲げる預金にあつては、定期性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、その払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して三月を経過した日以後に到来するもの及び定期積金をいう。次号において同じ。）及びその他の預金の別

三 法第二条第三項第四号に掲げる債務にあつては、外貨預金等及び自由円勘定に係る債務の別（外貨預金等にあつては、大蔵大臣の指定する債務の別とし、自由円勘定に係る債務にあつては、定期性預金及びその他の預金並びに預金以外の債務の別とする。）

第四条第一項第一号中「第二条第一項に規定する」を「第二条第一項第一号から第三号までに掲げる」に改める。

第五条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第六条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に、「第二条第二号に掲げる」を「第二条第一項に規定する」に改める。

第九条第一項中「預金」を「指定勘定」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「毎日の終業時の預金の残高」を「毎日の終業時における指定勘定の残高又は指定勘定増加額」に改め、「当該指定金融機関の本店及び各支店ごとに、かつ」を削り、「定期性預金及びその他の預金の別」及び「預金別」を「指定勘定別」に、「千円」を「百万円」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第九条とする。

3 日本銀行が第七条第一項に規定する指定金融機関に対し同項に規定する外貨通貨により同項の預け金を保有すべき旨を指示した場合における法定準備預金額の計算上の端数計算その他法第七条及び法第八条の規定の適用に関し必要な細目は、日本銀行が定める。

第七条を第八条とし、同条の前に次の二項を加える。

（外貨預金等に係る預け金の保有等）

第七条 外貨預金等を有する指定金融機関は、当該外貨預金等につき日本銀行に対する預け金を保有

すべきこととなる場合には、日本銀行の指示に従い、本邦通貨又は当該外貨預金等を表示する外国通貨により、当該預け金を保有しなければならない。

- 2 前項の場合において、日本銀行が同項に規定する指定金融機関に対し本邦通貨により同項の預け金を保有すべき旨を指示したときは、当該指定金融機関の法第七条第一項又は第二項に規定する毎日の終業時における指定勘定の残高又は指定勘定増加額のうち外貨預金等に係るものについては、これらの額をそれぞれその日における外国為替及び外国貿易管理法第七条第一項の基準外国為替相場又は同条第二項の裁定外国為替相場（これらの相場により難い特別の事情がある場合には、日本銀行が定める相場）により本邦通貨表示の金額に換算して計算するものとする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。
第三十八条第四号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

チ. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

（昭和48年1月12日公布政令第1号）

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第三項第一号及び第三号、第五条並びに第七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「指定金融機関」の下に「（同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四条第一項第二号中「千億円」を「一兆円」に、「二百億円」を「千億円」に改める。

第六条中「次に掲げるもの」を「内国為替取引に係る貸借の決済を行なうためのもの」に改め、各号を削る。

附 則

この政令は、昭和四十八年一月十六日から施行する。

リ. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

（昭和50年11月10日公布政令第318号）

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

- 2 次の各号の一に該当する相互銀行又は信用金庫については、当該各号に掲げる日を含む営業年度（信用金庫にあっては、事業年度。以下この項並びに第四条第一項第三号及び第二項において同じ。）の同日以後の期間及び当該営業年度経過後二月の期間内は、当該各号に掲げる日（当日が休日であるときは、その翌日）を前項第一号又は第二号に規定する末日とみなして、これらの規定を適用する。

- 一 新たに業務を開始した相互銀行又は信用金庫その業務を開始した日
- 二 合併後存続する相互銀行又は信用金庫 当該合併の日
- 三 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第二項に規定する転換（第四条第二項において「転換」という。）により相互銀行又は信用金庫になつたもの当該転換の日

第四条第一項第二号中「一兆円をこえる」を「一兆五千億円を超える」に、「千億円をこえ一兆円以下」を「三千億円を超え一兆五千億円以下」に、「千億円以下」を「三千億円以下」に改め、同項第三号中「千億円をこえるもの及び千億円以下のもの」を「三千億円を超えるもの、五百億円を超え三千億円以下のもの及び五百億円以下のもの」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 次の各号の一に該当する銀行等又は相互銀行等については、法定準備預金額の計算の基礎となる月が当該各号に掲げる日を含む営業年度の同日以後の期間内の各月又は当該営業年度経過後二月以内の各月のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日（当日が休日であるときは、その翌日）を前項第二号又は第三号に規定する末日とみなして、これらの規定を適用する。

- 一 新たに業務を開始した銀行等又は相互銀行等その業務を開始した日
- 二 合併後存続する銀行等又は相互銀行等 当該合併の日
- 三 転換により銀行等又は相互銀行等になつたも

の 当該転換の日
附 則
この政令は、昭和五十年十一月十六日から施行する。

ヌ. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令
(昭和52年9月24日公布政令第279号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項及び第三項第四号並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第二号中「二百億円を超える」を「五百億円を超える」に改める。

第二条第三項第一号中「その他」を「その他の」に改める。

第四条第一項第二号中「一兆五千億円」を「二兆円」に、「三千億円」を「五千億円」に改め、同項第三号中「三千億円」を「五千億円」に、「五百億円」を「八百億円」に改める。

附 則

この政令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

ル. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令
(昭和54年3月30日公布政令第53号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「到来するもの」の下に「(譲渡禁止の特約のないものを除く。)」を、「次号において同じ。」の下に「、譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。次号において同じ。）」を加え、同条第三号中「定期性預金」の下に「、譲渡性預金」を加える。

附 則

この政令は、昭和五十四年四月二日から施行する。

ヲ. 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令

(昭和55年2月28日公布政令第12号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第二号中「五百億円」を「八百億円」に改める。

第四条第一項第二号中「二兆円」を「二兆五千億円」に、「五千億円」を「八千億円」に改め、同項第三号中「五千億円」を「八千億円」に、「八百億円」を「一千二百億円」に改める。

附 則

この政令は、昭和五十五年三月一日から施行する。

ワ. 外国為替管理令（昭和55年10月11日公布政令第260号、昭和55年12月1日施行）による準備預金制度に関する法律施行令の一部改正

正

（外国為替管理令のうち附則第7条）

第七条 準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「外国為替公認銀行」の下に「(次号において「外国為替公認銀行」という。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 非居住者の本邦にある外国為替公認銀行に対する本邦通貨をもつて表示される勘定に係る預金その他の債務（次条第三号において「非居住者円勘定に係る債務」という。）

第三条第三号中「自由円勘定に係る債務」を「非居住者円勘定に係る債務」に改める。

**力。準備預金制度に関する法律施行令の一
部を改正する政令**

(昭和58年5月26日公布政令第112号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第二号中「八百億円」を「千二百億円」に改める。

第四条第一項第二号中「二兆五千億円」を「三兆三千億円」に、「八千億円」を「一兆円」に改め、同項第三号中「八千億円」を「一兆円」に、「千二百億円」を「千六百億円」に改める。

附 則

この政令は、昭和五十八年六月一日から施行する。

**ヨ. 準備預金制度に関する法律施行令の一
部を改正する政令**

(昭和60年2月13日公布政令第14号)

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「三月」を「一月」に改める。

附 則

この政令は、昭和六十年三月一日から施行する。

9. 貨幣法および関連法令とその変遷

(1) 貨幣法とその変遷

イ. 貨幣法 (明治30年3月29日公布法律第16号)

改正 明治39年4月7日公布法律第26号
同 40年3月6日公布同 第6号
大正5年2月24日公布同 第8号
同 7年5月1日公布同 第42号
同 9年7月27日公布同 第5号
同 11年4月28日公布同 第73号
昭和8年9月1日公布同 第58号

第一条 貨幣ノ製造及発行ノ権ハ政府ニ属ス

**第二条 純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ価格
ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス**

第三条 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

金貨幣

二十円

十円

五円

銀貨幣

五十銭

二十銭

ニッケル貨幣

十銭

五銭

青銅貨幣

一銭

五厘

**第四条 貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用キ一円
以下ハ一円ノ百分ノ一ヲ錢ト称シ錢ノ十分ノ一ヲ
厘ト称ス**

第五条 貨幣ノ品位ハ左ノ如シ

一 金貨幣	純金九百分參和銅一百分
二 銀貨幣	純銀七百二十分參和銅二百八 十分
三 ニッケル貨幣	純ニッケル
四 青銅貨幣	銅九百五十分錫四十分亜鉛十 分

第六条 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一 二十円金貨幣	一六・六六六六グラム
二 十円金貨幣	八・三三三三グラム
三 五円金貨幣	四・一六六六グラム
四 五十銭銀貨幣	四・九五グラム
五 二十銭銀貨幣	一・九八グラム
六 十銭ニッケル貨幣	四グラム
七 五銭ニッケル貨幣	二・八グラム
八 一銭青銅貨幣	三・七五グラム
九 五厘青銅貨幣	二・一グラム

**第七条 金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用
ス銀貨幣ハ十円マテニッケル貨幣ハ五円マテ青銅**

貨幣ハ一円マテヲ限り法貨トシテ通用ス

第八条 貨幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第九条 金銀貨幣純分ノ公差ハ金貨幣ハ一千分ノ一
銀貨幣ハ一千分ノ三トス**

第十条 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一 金貨幣二十円ハ毎片〇・〇三二四グラム一千 枚每ニ三・一一五グラム十円ハ毎片〇・〇二 二六八グラム一千枚每ニ二・三二五グラム五円 ハ毎片〇・〇一六ニグラム一千枚每ニ一・五三 七五グラムトス

二 銀貨幣五十銭ハ毎片〇・〇六四一二グラム一 千枚每ニ三・九九九七五グラム二十銭ハ毎片〇 ・〇四〇一二グラム一千枚每ニ一・九九九八七 グラムトス

第十一条 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十円金貨幣一

六・五七五グラム十円金貨幣八・二八七五グラム
五円金貨幣四・一四三七五グラムトス

第十二条 金貨幣ニシテ磨損ノ為通用最輕量目ヲ下
ルモノ及銀貨幣ニッケル貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ
著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其
ノ額面価格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之ヲ引
換フヘシ

第十三条 貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私
ニ極印ヲ為シ其ノ他故意ニ毀傷セリト認ムルモノ
ハ貨幣タルノ効用ナキモノトス

第十四条 金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者ア
ルトキハ政府ハ其ノ請求ニ応スヘシ

附 則

第十五条 従来発行ノ金貨幣ハ此ノ法律ニ依リ發行
スル金貨幣ノ倍位ニ通用スヘシ

第十六条 従来発行ノ一円銀貨幣ハ金貨幣一円ノ割
合ヲ以テ政府ノ都合ニ依リ漸次之ヲ引換フヘシ

②前項引換ノ結了マテハ金貨幣一円ノ割合ヲ以テ無
制限ニ法貨トシテ其ノ通用ヲ許シ通用禁止ノ場合
ニ於テハ六箇月以前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布スヘシ
通用禁止ノ翌日ヨリ起算シ満五箇年内ニ引換ヲ請
求セサルトキハ爾後地金トシテ取扱フヘシ

第十七条 従来発行ノ五銭銀貨幣及銅貨幣ハ從前ノ
通り通用スヘシ

第十八条 此ノ法律發布以後ハ一円銀貨幣ノ製造ヲ
廃ス但シ右期日以前ニ政府ニ輸納シタル銀地金ハ
此ノ限ニ在ラス

第十九条 此ノ法律ニ抵触スル從前ノ法令ハ總テ之
ヲ廢止ス

第二十条 此ノ法律ハ第十八条ヲ除ク外明治三十年
十月一日ヨリ施行ス

附 則 (明治39年4月7日法律第26号)

①本法ハ明治三十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
②從来発行ノ銀貨幣ハ從前ノ通用スヘシ

附 則 (明治40年3月6日法律第6号)

①本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
②從来発行ノ十銭銀貨幣ハ從前ノ通用スヘシ

附 則 (大正5年2月24日法律第8号)

①本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
②從来発行ノ白銅貨幣及青銅貨幣ハ從前ノ通用ス
ヘシ

附 則 (大正7年5月1日法律第42号)

①本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
②從来発行ノ銀貨幣ハ從前ノ通用スヘシ

附 則 (大正9年7月27日法律第5号)

①本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
②從来発行ノ十銭銀貨幣及五銭白銅貨幣ハ從前ノ通
用スヘシ

附 則 (大正11年4月28日法律第73号)

- ①本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
②從來発行ノ銀貨幣ハ從前ノ通用スヘシ
- 附 則 (昭和8年9月1日法律第58号)
- ①本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
②從來発行ノ白銅貨幣ハ從前ノ通用スヘシ

四. 貨幣法の変遷

(1) 貨幣法 (明治30年3月29日公布法律第16号、)
(第18条を除き明治30年10月1日施行)

第一条 貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス
第二条 純金ノ量目二分ヲ以テ価格ノ単位ト為シ
之ヲ円ト称ス

第三条 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

金貨幣

二十円

十円

五円

銀貨幣

五十銭

二十銭

十銭

白銅貨幣

五銭

青銅貨幣

一銭

五厘

第四条 貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用キ一
円以下ハ一円ノ百分ノ一ヲ錢ト称シ錢ノ十分ノ
一ヲ厘ト称ス

第五条 貨幣ノ品位ハ左ノ如シ

一 金貨幣	純金九百分參和銅一百分
二 銀貨幣	純銀八百分參和銅二百分
三 白銅貨幣	「ニッケル」二百五十分參 和銅七百五十分
四 青銅貨幣	銅九百五十分錫四十分亜鉛 十分

第六条 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一 二十円金貨幣	四匁四分四厘四毛四(十六 「グラム」六六六五)
二 十円金貨幣	二匁二分二厘二毛二(八「グ ラム」三三三三)
三 五円金貨幣	一匁一分一厘一毛一(四「グ ラム」一六六六)
四 五十銭銀貨幣	三匁五分九厘四毛二(十三 「グラム」四七八三)
五 二十銭銀貨幣	一匁四分三厘七毛七(五「グ ラム」三九一四)

六 十銭銀貨幣	七分一厘八毛八（二「グラム」六九五五）
七 白銅貨幣	一匁二分四厘四毛一（四「グラム」六六五四）
八 一銭青銅貨幣	一匁九分零厘零毛八（七「グラム」一二八〇）
九 五厘青銅貨幣	九分五厘零毛四（三「グラム」五六四〇）

第七条 金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス銀貨幣八十円マテ白銅貨幣及青銅貨幣ハ一円マテヲ限り法貨トシテ通用ス

第八条 貨幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 金銀貨幣純分ノ公差ハ金貨幣ハ一千分ノ一銀貨幣ハ一千分ノ三トス

第十条 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一 金貨幣二十円ハ每片八毛六四（〇「グラム」〇三二四〇）一千枚毎ニ八分三厘（三「グラム」一一二五〇）十円ハ每片六毛零五（〇「グラム」〇二二六九）一千枚毎ニ六分二厘（二「グラム」三二五〇〇）五円ハ每片四毛三二（〇「グラム」〇一六二〇）一千枚毎ニ四分一厘（一「グラム」五三七五〇）トス
二 銀貨幣ハ各種共每片二厘五毛九二（〇「グラム」〇九七二〇）五十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ一匁二分四厘（四「グラム」六五〇〇）二十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ八分三厘（三「グラム」一一二五〇）十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ四分一厘（一「グラム」五三七五〇）トス

第十一條 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十円金貨幣 四匁四分二厘（十六「グラム」五七五〇）十円金貨幣二匁二分一厘（八「グラム」二八七五）五円金貨幣一匁一分零厘五毛（四「グラム」一四三八）トス

第十二條 金貨幣ニシテ磨損ノ為通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣白銅貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面価格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之ヲ引換フヘシ

第十三条 貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ為シ其ノ他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ効用ナキモノトス

第十四条 金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ応スヘシ

附 則 略（現行法参照）

(回) 貨幣法中改正（明治39年4月7日公布法律第26号）

貨幣法中左ノ通改正ス

第六条中第四号及第五号ヲ左ノ如ク改ム
四 五十銭銀貨幣 二匁七分（十「グラム」一二五）
五 二十銭銀貨幣 一匁零分八厘（四「グラム」〇五）

第十条中第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣五十銭ハ每片二厘一毛六（〇「グラム」〇八一〇）一千枚毎ニ一匁零分八厘（四「グラム」〇五）二十銭ハ每片一厘零毛八（〇「グラム」〇四〇五）一千枚毎ニ六分四厘（二「グラム」四〇）十銭ハ每片一厘零毛四（〇「グラム」〇三九〇）一千枚毎ニ五分六厘（二「グラム」一〇）トス
--

附 則

本法ハ明治三十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

(回) 貨幣法中改正（明治40年3月6日公布法律第6号）

貨幣法中左ノ通改正ス

第五条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣

五十銭二十銭純銀八百分參和銅二百分 十銭純銀七百二十分參和銅二百八十分
--

第六条第六号ヲ左ノ如ク改ム

六 十銭銀貨幣 六分（二「グラム」二五）

附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來發行ノ十銭銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

(回) 貨幣法中改正（大正5年2月24日公布法律第8号）

貨幣法中左ノ通改正ス

第六条中「(十六「グラム」六六六五)」、「(八「グラム」三三三三)」、「(四「グラム」一六六六)」、「(十「グラム」一一五)」、「(四「グラム」〇五)」、「(二「グラム」二五)」ヲ削リ第七号乃至第九号ヲ左ノ如ク改ム

七 白銅貨幣 一匁一分四厘

八 一銭青銅貨幣 一匁

九 五厘青銅貨幣 五分六厘

第十条中「(〇「グラム」〇三二四〇)」、「(三「グラム」一一二五〇)」、「(〇「グラム」〇二二六九)」、「(二「グラム」三二五〇〇)」、「(〇「グラム」〇一六二〇)」、「(一「グラム」五三七五〇)」、「(〇「グラム」〇八一〇)」、「(四「グラム」〇五)」、「(〇「グラム」〇四〇五)」、「(二「グラム」四〇)」、「(〇「グラム」〇三九〇)」、「(二「グラム」一〇)」

ヲ削ル

第十一條中「(十六「グラム」五七五〇)」、「(八「グラム」二八七五)」、「(四「グラム」一四三八)」ヲ削ル

附 則

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來發行ノ白銅貨幣及青銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

(a) 貨幣法中改正 (大正7年5月1日公布法律第42号)

貨幣法中左ノ通改正ス

第五条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣

五十錢純銀八百分參和銅二百分
二十錢十錢純銀七百二十分參和銅二百八
十分

第六条第四号乃至第六号ヲ左ノ如ク改ム

四 五十錢銀貨幣 一匁八分

五 二十錢銀貨幣 八分

六 十錢銀貨幣 四分

第十条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣五十錢ハ每片一厘八毛一千枚毎ニ九
分二十錢ハ每片一厘二毛一千枚毎ニ六分十
錢ハ每片八毛一千枚毎ニ四分トス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

(b) 貨幣法中改正 (大正9年7月27日公布法律第5号)

貨幣法中左ノ通改正ス

第三条中「二十錢十錢」ヲ「二十錢」ニ、「五錢」
ヲ「十錢五錢」ニ改ム

第五条中「二十錢十錢」ヲ「二十錢」ニ改ム

第六条中「十錢銀貨幣 四分」ヲ「十錢白銅貨幣
一匁」ニ、「白銅貨幣 一匁一分四厘」ヲ「五錢
白銅貨幣 七分」ニ改ム

第七条中「白銅貨幣及」ヲ「白銅貨幣ハ五円マテ」
ニ改ム

第十条中「十錢ハ每片八毛一千枚毎ニ四分」ヲ削
ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ十錢銀貨幣及五錢白銅貨幣ハ從前ノ
通通用スヘシ

(c) 貨幣法中改正 (大正11年4月28日公布法律第73号)

貨幣法中左ノ通改正ス

第五条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣 純銀七百二十分參和銅二百八十分

第六条中第四号及第五号ヲ左ノ如ク改ム

四 五十錢銀貨幣 一匁三分二厘

五 二十錢銀貨幣 五分二厘八毛

第十条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣五十錢ハ每片一厘七毛一千枚毎ニ

一匁零分六厘六毛六十錢ハ每片一厘零毛

七千枚毎ニ五分三厘三毛三トス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

(d) 貨幣法中改正 (昭和8年9月1日公布法律第58号)

貨幣法中左ノ通改正ス

第二条中「二分」ヲ「七百五十ミリグラム」ニ改
ム

第三条中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

第五条第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 ニッケル貨幣 純ニッケル

第六条 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一 二十円金貨幣 一六・六六六六グラム

二 十円金貨幣 八・三三三三グラム

三 五円金貨幣 四・一六六六グラム

四 五十錢銀貨幣 四・九五グラム

五 二十錢銀貨幣 一・九八グラム

六 十錢ニッケル貨幣 四グラム

七 五錢ニッケル貨幣 二・八グラム

八 一錢青銅貨幣 三・七五グラム

九 五厘青銅貨幣 二・一グラム

第七条中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

第十条 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一 金貨幣二十円ハ每片〇・〇三二四グラム一

千枚毎ニ三・一一二五グラム十円ハ每片〇・

〇二二六八グラム一千枚毎ニ二・三二五グラ

ム五円ハ每片〇・〇一六二グラム一千枚毎ニ

一・五三七五グラムトス

二 銀貨幣五十錢ハ每片〇・〇六四一二グラム

一千枚毎ニ三・九九九七五グラム二十錢ハ每

片〇・〇四〇一二グラム一千枚毎ニ一・九九

九八七グラムトス

第十一条 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十円金貨幣

一六・五七五グラム十円金貨幣八・二八七五グ

ラム五円金貨幣四・一四三七五グラムトス

第十二条中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改
ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
從來發行ノ白銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

(2) 小額紙幣發行に関する法令

イ. 小額紙幣發行ニ関スル件

(大正6年10月30日公布勅令第202号)
廢止 昭和29年5月22日公布法律第121号

第一条 政府ハ補助銀貨ニ代用スル為臨時必要ニ隨ヒ五十錢、二十錢及十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

第二条 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ同額ノ通貨ヲ以テ其ノ引換準備ニ充テ日本銀行ヲシテ之ヲ保管セシム

第三条 小額紙幣ハ十円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

第四条 小額紙幣ハ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

小額紙幣ハ日本銀行本支店ニ於テ之ヲ引換フヘシ但シ五円ニ満タサル端数ハ引換通貨ノ到達スヘキ時間引換ヲ延期スルコトヲ得

第五条 小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 小額紙幣ノ發行、銷却及損傷紙幣ノ引換ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

小額紙幣ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ之ヲ發行セス

ロ. 小額紙幣發行ニ關スル法律

(大正9年7月27日公布法律第6号)
廢止 昭和29年5月22日公布法律第121号

大正六年勅令第二百二号ニ依ル小額紙幣ハ當分ノ内之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ損傷紙幣引換ノ為ニスル場合ヲ除クノ外大正十年四月一日以後之ヲ發行セス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(3) 臨時通貨法およびその変遷

イ. 臨時通貨法(昭和13年6月1日公布法律第86号)

改正	昭和17年2月18日法律第9号
同	21年3月15日勅令第142号
同	21年8月10日法律第5号
同	23年6月19日同 第56号
同	25年3月2日同 第3号
同	30年6月20日同 第24号
同	32年5月27日同 第134号
同	56年5月15日同 第40号

第一条 政府ハ當分ノ内貨幣法第三条ニ規定スルモ

ノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得

第二条 臨時補助貨幣ノ種類ハ五百円、百円、五十円、十円、五円、一円、五十錢、十錢、五錢及一錢ノ十種トス

第三条 五百円ノ臨時補助貨幣ハ一万円迄、百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ一千円迄、十円ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄、五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄、一円ノ臨時補助貨幣ハ二十円迄、五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十円迄、十錢及五錢ノ臨時補助貨幣ハ五円迄、一錢ノ臨時補助貨幣ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

第四条 臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 政府ハ當分ノ内臨時補助貨幣ノ外五十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

②小額紙幣ハ十円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

③小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ区分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツベシ

②小額紙幣ハ他ノ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

第七条 小額紙幣ノ發行、銷却及引換ニ關シテハ大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和17年2月18日法律第9号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則(昭和21年3月15日勅令第142号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和21年8月10日法律第5号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則(昭和23年6月19日法律第56号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則(昭和25年3月2日法律第3号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和30年6月20日法律第24号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和32年5月27日法律第134号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年5月15日法律第40号)

この法律は、公布の日から施行する。

ロ. 臨時通貨法の変遷

(1) 臨時通貨法(昭和13年6月1日公布法律第86号)

第一条 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第三条ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得

第二条 臨時補助貨幣ノ種類ハ十錢、五錢及一錢ノ三種トス

第三条 十錢及五錢ノ臨時補助貨幣ハ五円迄、一錢ノ臨時補助貨幣ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

第四条 臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 政府ハ必要アルトキハ臨時補助貨幣ノ外五十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

小額紙幣ハ十円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス
小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ命令ノ定ム
ル所ニ依リ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ区分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツベシ
小額紙幣ハ他ノ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

第七条 小額紙幣ノ發行、銷却及引換ニ關シテハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時補助貨幣及小額紙幣ハ支那事變終了ノ日ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ之ヲ發行セズ

(イ) 大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ

各法律中改正法律(昭和17年2月18日公布法律第9号、昭和17年3月1日施行)によ
る臨時通貨法中改正

勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外各法律中「支那事變」ヲ「大東亜戦争」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(ロ) 「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發ス ル命令ニ關スル件ニ基ク国有財産法 中改正等ノ件(昭和21年3月15日勅令第142号)による臨時通貨法の一部改正

左ニ掲グル法令中「大東亜戦争」ヲ「今次ノ戰争」ニ改ム

国有財産法

〔中略〕

臨時通貨法

〔中略〕

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(イ) 臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和21年8月10日公布法律第5号)

臨時通貨法の一部を次のやうに改正する。

第一条中「必要アルトキハ」を「当分ノ内」に改める。

第二条中「種類ハ」の下に「五十錢、」を加へ、「三種」を「四種」に改める。

第三条中「十錢」を「五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十円迄、十錢」に改める。

第五条中「必要アルトキハ」を「当分ノ内」に改める。

附則第二項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(ウ) 臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和23年6月19日公布法律第56号)

臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五十錢、十錢、五錢及一錢ノ四種」を「五円、一円、五十錢、十錢、五錢及一錢ノ六種」に改める。

第三条中「五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十円迄」を「五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄、一円ノ臨時補助貨幣ハ二十円迄、五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十円迄」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(エ) 臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和25年3月2日公布法律第3号)

臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五円、一円、五十錢、十錢、五錢及一錢ノ六種」を「十円、五円、一円、五十錢、十錢、五錢及一錢ノ七種」に改める。

第三条中「五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄」を「十円ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄、五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(イ) 臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和30年6月20日公布法律第24号)

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十円」を「五十円、十円」に、「七種」を「八種」に改める。

第三条中「十円ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄」を「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、十円ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(ア) 臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和32年5月27日公布法律第134号)

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十円」を「百円、五十円」に、「八種」を「九種」に改める。

第三条中「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」を「百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(イ) 臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和56年5月15日公布法律第40号)

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百円」を「五百円、百円」に、「九種」を「十種」に改める。

第三条中「百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」を「五百円ノ臨時補助貨幣ハ一萬円迄、百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 小額通貨の整理などに関する法律

イ. 小額紙幣整理法

(昭和23年5月13日公布法律第42号)

廃止 昭和28年7月15日公布法律第60号

第一条 政府が発行した次の種類の小額紙幣は、昭和二十三年八月三十一日限りその通用を禁止する。

一 臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）に

より発行した五十銭の小額紙幣で、同法第五条第三項の規定に基く昭和十三年勅令第三百八十八号（臨時通貨の形式等に関する件）、昭和十七年勅令第六百八十八号（昭和十三年勅令第三百八十八号に定むるもの外小額紙幣の形式を定むるの件）及び昭和二十一年勅令第百二十一号（昭和十三年勅令第三百八十八号及昭和十七年勅令第六百八十八号に定むるもの外小額紙幣の形式を定むるの件）により、その形式を定められたもの

二 大正六年勅令第二百二号（小額紙幣発行に関する件）及び大正九年法律第六号（小額紙幣発行に関する法律）により発行した五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣

第三条 政府が前条に規定する小額紙幣を引き換える期間は、明治二十三年法律第十三号（通用を禁止した貨幣紙幣の引換に関する件）の規定にかかるわらず昭和二十四年八月三十一日までとする。但し、外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十四年八月一日以後本邦に到着した者の所持する分については、到着の日から一月以内とする。

第四条 第一条に規定する小額紙幣の引換事務は、日本銀行において取り扱う外、大蔵大臣の定めるところにより郵便官署及び金融機関において取り扱うものとする。

第五条 政府は、昭和二十四年八月三十一日における第一条に規定する小額紙幣の発行高を、同年九月一日における小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受入れるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

ロ. 小額通貨の整理及び支払金の端数計算

に関する法律（抄）

(昭和28年7月15日公布法律第60号)

改正 昭和29年4月10日公布法律第66号

同 33年3月24日公布同 第12号

（目的）

第一条 この法律は、最近における取引の実情に即応し、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この法律において「小額補助貨幣」とは、左の各号に掲げるものをいう。
- 一 貨幣法（明治三十年法律第十六号）の規定により政府が発行した貨幣のうち額面価格が五十銭以下のもの
 - 二 貨幣法第十七条の規定により通用を認められた貨幣
 - 三 臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち額面価格が一円以下のもの
- 2 この法律において「小額紙幣」とは、臨時通貨法の規定により政府が発行した五十銭の小額紙幣で昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するものをいう。
- 3 この法律において「小額日本銀行券」とは、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行した十銭及び五銭の日本銀行券をいう。
- 4 この法律において「小額通貨」とは、小額補助貨幣、小額紙幣及び小額日本銀行券をいう。
(小額通貨の通用禁止及び引換)

- 第三条** 小額通貨は、昭和二十八年十二月三十一日限り、その通用を禁止する。
- 2 小額通貨は、昭和二十九年一月四日以後次条から第六条までの規定により引き換えるものとする。
(一円未満の通貨の発行停止)

- 第十条** 政府は、当分の間、一円未満の額面価格を有する貨幣（臨時補助貨幣を含む。）及び紙幣を発行しないものとする。
- 2 日本銀行は、当分の間、一円未満の額面価格を有する日本銀行券を発行することができない。
(債務の支払金の端数計算)

- 第十二条** 債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額（数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合においては、その支払うべき金額の合計額）に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。但し、特約がある場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、国及び公社等（国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）に規定する国及び公社等をいう。以下同じ。）が収納し、

又は支払う場合においては、適用しない。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十二条及び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 左に掲げる法律は、廃止する。
 - 一 小額紙幣整理法（昭和二十三年法律第四十二号）
 - 二 補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭和二十七年法律第百三十二号）